

財団法人日本セーリング連盟職務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人日本セーリング連盟は寄付行為に基づき事業を執行する上で、その組織機構の役割をより明確にし、事業を円滑に遂行するために定める。

(理事会)

第2条 理事会は財団法人 日本セーリング連盟 寄附行為第3条(目的)に沿った事業(第4条)を行うための最終決議機関であり執行機関である。

- (1) 理事会は事業を行うため、委任事項を定めて委員会を設置することができる。
- (2) 理事会は連盟の事業を行う上で必要とされる運営規則の制定、改廃を行う
- (3) 理事会は常任委員会を設置し、理事会が定めた事項の執行を委任する。
- (4) その他、理事会は、本連盟の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(役員の決裁)

第3条 寄附行為第19条に記載される役員の責務を果たすにあたり業務の決裁、承認を適切且つ迅速に行う為決裁規程を定める。

ただし、会長は指名した副会長もしくは専務理事に決裁、承認権限、の一部を委任することができる。

(常任委員会)

第4条 常任委員会は、会長、副会長、専務理事、常務理事、及び業務担当理事、で構成される。

理事会は以下の業務を常任委員会に委任する事とする

- 1)理事会への議題の整理、提案
- 2)連盟の長期政策の検討および理事会への提案
- 3)運営規則の制定、改廃の提案
- 4)各委員会に対し基本方針の伝達、業務の指導、委員会より上申される重要課題の処置と理事会への報告。
- 5)各委員会の事業執行状況の把握及び評価の実施、必要に応じた理事会への報告。
- 6)その他、理事会から委任された業務、及び緊急を要する業務

(専門委員会)

第5条 寄附行為第35条に基づき会長は事業の円滑な運営を図る為理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

設置された専門委員会の運営は下記の通りとする(詳細は日本セーリング連盟 委員会運営ガイダンス参照)。

1)専門委員会は、理事会で定められた委任事項に基づき、計画を作成し、実行すると共に事業評価資料の取りまとめを行う。又関連規則の作成を行う

(委任事項については理事会で承認された年度別事業計画によって代える事とする)

2)その他、理事会から委任された業務を行う

3)会計処理については、別に定める経理規程、経理事務規則、決裁規程により行う

(連盟事務局)

第6条 事務局の運営は、事務局長が会長の方針に従い連盟事務を掌理し、事務局長代行は、事務局長を補佐し、その職務を代行する。

2)事務局員には、業務分担を明確にして業務遂行にあたる。

3)運営については連盟文書取扱規程、連盟経理規程、経理事務規則、連盟印章規程、連盟旅費規程、連盟事務局処務規程 による事とする。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。